

## 議 案 目 錄

令和7年(2025年)12月26日

番 号	件 名
議案第 114 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)
議案第 115 号	令和7年度(2025年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 116 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 117 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 118 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
報告第 32 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて
報告第 33 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて



議案第 117 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 26 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「、「100 分の 170」を「「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」を「、「100 分の 172.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、「100 分の 170」を「「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」を「、「100 分の 172.5」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第 3 条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第 3 条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 118 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 26 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「51,600 円」を「52,100 円」に改める。

第 15 条第 2 項第 2 号ア中「32,400 円」を「39,500 円」に改め、同号イ中「31,600 円」を「38,700 円」に改める。

第 21 条第 1 項中「21,000 円」を「22,500 円」に、「31,500 円」を「33,750 円」に改める。

第 22 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 125」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を加え、同条第 3 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 70」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 72.5」を加える。

第 23 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 50」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職員以外の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000

34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	

71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				

108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用		基 準 給 料 月額						
短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 28 条に

規定する職員を除く。

別表第 3 および別表第 4 を次のように改める。

別表第 3(第 3 条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円
1	212,900	234,000	361,900	448,100	
2	215,300	236,400	363,400	449,400	
3	217,600	238,800	364,900	450,600	
4	219,900	241,300	366,300	451,900	
5	222,100	243,700	367,700	453,000	

6	224, 400	246, 100	369, 000	454, 100
7	226, 600	248, 500	370, 300	455, 300
8	228, 800	251, 000	371, 700	456, 500
9	231, 000	253, 400	373, 100	457, 800
10	233, 200	255, 000	374, 400	459, 000
11	235, 400	256, 600	375, 700	460, 100
12	237, 600	258, 200	376, 900	461, 200
13	239, 800	259, 800	378, 100	462, 400
14	241, 900	261, 200	379, 400	463, 200
15	244, 000	262, 600	380, 600	464, 000
16	246, 100	264, 000	381, 800	464, 900
17	248, 200	265, 400	382, 800	465, 800
18	250, 000	266, 600	384, 000	466, 200
19	251, 700	267, 800	385, 200	466, 700
20	253, 400	269, 000	386, 300	467, 200
21	255, 100	270, 300	387, 300	467, 700
22	256, 400	271, 400	388, 500	
23	257, 700	272, 500	389, 700	
24	258, 900	273, 700	390, 800	
25	260, 100	275, 000	391, 800	
26	261, 200	276, 700	393, 000	
27	262, 300	278, 400	394, 100	
28	263, 400	280, 100	395, 200	
29	264, 600	281, 800	396, 300	
30	265, 700	283, 800	397, 500	
31	266, 800	286, 000	398, 700	
32	267, 800	288, 200	399, 800	
33	268, 900	290, 400	400, 800	
34	269, 900	292, 600	401, 900	
35	270, 900	294, 800	403, 100	
36	272, 000	296, 900	404, 300	
37	273, 200	298, 900	405, 500	
38	274, 100	300, 800	406, 800	
39	275, 100	302, 700	407, 900	
40	276, 200	304, 500	409, 100	
41	277, 400	306, 300	410, 200	
42	278, 500	308, 200	411, 500	

43	279, 600	310, 000	412, 500	
44	280, 700	311, 700	413, 600	
45	281, 600	313, 400	414, 800	
46	282, 400	315, 200	416, 000	
47	283, 200	316, 900	417, 200	
48	284, 000	318, 500	418, 400	
49	284, 600	320, 100	419, 500	
50	285, 400	321, 800	420, 500	
51	286, 100	323, 600	421, 800	
52	286, 800	325, 300	423, 000	
53	287, 600	326, 600	424, 200	
54	288, 400	328, 500	425, 300	
55	289, 000	330, 300	426, 400	
56	289, 700	332, 000	427, 500	
57	290, 400	333, 600	428, 500	
58	291, 200	335, 500	429, 700	
59	292, 000	337, 200	430, 900	
60	292, 600	338, 900	432, 100	
61	293, 200	340, 600	432, 700	
62	293, 900	342, 300	433, 500	
63	294, 600	344, 000	434, 200	
64	295, 100	345, 700	434, 700	
65	295, 800	347, 400	435, 000	
66	296, 500	348, 700	435, 300	
67	297, 100	350, 000	435, 700	
68	297, 700	351, 300	436, 100	
69	298, 400	352, 800	436, 400	
70	299, 100	354, 300	436, 800	
71	299, 700	355, 800	437, 100	
72	300, 400	357, 300	437, 400	
73	300, 900	358, 600	437, 700	
74	301, 500	360, 100	438, 000	
75	302, 200	361, 600	438, 300	
76	302, 700	363, 000	438, 600	
77	303, 300	364, 400	438, 800	
78	303, 900	365, 900	439, 100	
79	304, 500	367, 400	439, 400	

80	305, 100	368, 900	439, 600	
81	305, 600	370, 200	439, 800	
82	306, 100	371, 500		
83	306, 700	372, 800		
84	307, 300	374, 000		
85	307, 700	375, 200		
86	308, 100	376, 400		
87	308, 600	377, 500		
88	309, 100	378, 600		
89	309, 500	379, 600		
90	310, 000	380, 700		
91	310, 400	381, 800		
92	310, 900	382, 900		
93	311, 200	384, 000		
94	311, 700	385, 100		
95	312, 200	386, 100		
96	312, 600	387, 200		
97	312, 900	388, 200		
98	313, 300	389, 200		
99	313, 700	390, 100		
100	314, 100	391, 000		
101	314, 500	391, 800		
102	314, 800	392, 800		
103	315, 100	393, 600		
104	315, 400	394, 500		
105	315, 600	395, 300		
106	315, 900	396, 200		
107	316, 200	397, 100		
108	316, 400	398, 000		
109	316, 600	398, 800		
110	316, 800	399, 800		
111	317, 100	400, 700		
112	317, 400	401, 600		
113	317, 600	402, 200		
114	317, 800	403, 100		
115	318, 000	404, 000		
116	318, 300	404, 900		

117	318, 600	405, 700		
118	318, 800	406, 400		
119	319, 100	407, 200		
120	319, 400	408, 000		
121	319, 600	408, 600		
122	319, 800	409, 300		
123	320, 000	410, 000		
124	320, 300	410, 600		
125	320, 600	411, 200		
126		411, 900		
127		412, 400		
128		413, 000		
129		413, 600		
130		414, 200		
131		414, 700		
132		415, 200		
133		415, 500		
134		415, 800		
135		416, 000		
136		416, 300		
137		416, 600		
138		416, 900		
139		417, 200		
140		417, 500		
141		417, 800		
142		418, 100		
143		418, 400		
144		418, 700		
145		418, 900		
146		419, 200		
147		419, 500		
148		419, 700		
149		419, 900		
150		420, 200		
151		420, 500		
152		420, 700		

153		420,900		
154		421,200		
155		421,500		
156		421,700		
157		421,900		
定年前 再任用	基 準 給 料 月額			
短時間 勤務職 員	238,400	285,800	341,600	425,600

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円
1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	
2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	
3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	
4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	
5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	
6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	
7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	
8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	
9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	
10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	
11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	
12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	
13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	
14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	
15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	
16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	

17	235, 600	283, 900	315, 100	348, 800	393, 200
18	236, 600	284, 600	316, 200	350, 400	395, 000
19	237, 500	285, 400	317, 200	351, 900	396, 700
20	238, 500	286, 100	318, 200	353, 400	398, 300
21	239, 500	287, 000	319, 200	354, 900	400, 000
22	240, 900	287, 900	320, 200	356, 400	401, 400
23	242, 200	288, 800	321, 200	357, 900	402, 800
24	243, 500	289, 700	322, 100	359, 400	404, 200
25	244, 800	290, 700	323, 100	360, 900	405, 600
26	246, 100	291, 600	324, 000	362, 500	406, 800
27	247, 400	292, 400	325, 000	364, 000	408, 000
28	248, 600	293, 300	326, 000	365, 500	409, 000
29	249, 700	294, 200	327, 000	366, 700	410, 100
30	250, 600	295, 000	328, 000	368, 200	411, 300
31	251, 400	295, 900	329, 100	369, 700	412, 400
32	252, 200	296, 700	330, 200	371, 200	413, 500
33	253, 200	297, 700	331, 200	372, 500	414, 200
34	254, 000	298, 700	332, 300	374, 000	414, 900
35	254, 800	299, 700	333, 400	375, 500	415, 500
36	255, 600	300, 500	334, 400	377, 000	416, 200
37	256, 300	301, 400	335, 400	378, 400	416, 800
38	257, 000	302, 300	336, 400	379, 800	417, 400
39	257, 700	303, 300	337, 500	381, 100	417, 900
40	258, 400	304, 100	338, 500	382, 500	418, 300
41	259, 200	305, 000	339, 500	383, 500	418, 700
42	259, 800	305, 900	340, 400	384, 600	418, 900
43	260, 400	306, 800	341, 300	385, 500	419, 200
44	261, 000	307, 700	342, 200	386, 600	419, 500
45	261, 400	308, 600	342, 900	387, 300	419, 800
46	261, 900	309, 500	343, 600	387, 900	420, 100
47	262, 400	310, 400	344, 200	388, 500	420, 400
48	262, 800	311, 200	344, 800	389, 200	420, 700
49	263, 200	312, 000	345, 400	390, 000	420, 900
50	263, 800	312, 900	346, 000	390, 700	421, 200
51	264, 300	313, 700	346, 500	391, 500	421, 400
52	264, 800	314, 500	347, 100	392, 200	421, 700

53	265, 200	315, 400	347, 700	393, 000	421, 900
54	265, 700	316, 300	348, 200	393, 700	422, 200
55	266, 100	317, 300	348, 700	394, 400	422, 500
56	266, 500	318, 200	349, 200	395, 000	422, 800
57	267, 000	319, 000	349, 600	395, 300	423, 000
58	267, 400	319, 900	349, 800	395, 900	423, 300
59	267, 800	320, 800	350, 200	396, 500	423, 600
60	268, 100	321, 700	350, 700	397, 200	423, 800
61	268, 500	322, 600	351, 000	397, 600	424, 000
62	268, 900	323, 400	351, 400	398, 300	424, 300
63	269, 200	324, 300	351, 800	398, 900	424, 600
64	269, 500	325, 100	352, 200	399, 500	424, 800
65	269, 900	325, 800	352, 600	399, 900	425, 000
66	270, 300	326, 700	353, 100	400, 400	
67	270, 600	327, 500	353, 500	401, 000	
68	270, 900	328, 300	354, 000	401, 500	
69	271, 300	328, 900	354, 200	401, 900	
70	271, 600	329, 400	354, 700	402, 400	
71	271, 900	329, 900	355, 100	402, 900	
72	272, 300	330, 400	355, 500	403, 400	
73	272, 700	330, 800	355, 800	403, 900	
74	273, 000	331, 300	356, 200	404, 300	
75	273, 400	331, 800	356, 700	404, 600	
76	273, 700	332, 300	357, 100	404, 900	
77	274, 000	332, 600	357, 300	405, 100	
78	274, 400	332, 900	357, 600	405, 300	
79	274, 800	333, 300	358, 000	405, 600	
80	275, 100	333, 600	358, 400	405, 900	
81	275, 300	333, 900	358, 700	406, 100	
82	275, 600	334, 200	359, 000	406, 400	
83	276, 000	334, 400	359, 400	406, 700	
84	276, 300	334, 700	359, 800	406, 900	
85	276, 500	335, 100	360, 100	407, 100	
86	276, 800	335, 500	360, 500		
87	277, 200	335, 800	360, 900		
88	277, 500	336, 000	361, 100		
89	277, 800	336, 500	361, 400		

90	278, 100	336, 900			
91	278, 400	337, 100			
92	278, 700	337, 400			
93	279, 000	337, 800			
94	279, 400	338, 200			
95	279, 800	338, 500			
96	280, 100	338, 800			
97	280, 300	339, 000			
98	280, 700	339, 300			
99	281, 000	339, 600			
100	281, 300	339, 900			
101	281, 600	340, 300			
102	281, 900	340, 500			
103	282, 200	340, 800			
104	282, 500	341, 200			
105	282, 700	341, 600			
106	282, 900	341, 900			
107	283, 200	342, 200			
108	283, 500	342, 500			
109	283, 800	342, 800			
110	284, 100	343, 200			
111	284, 400	343, 500			
112	284, 600	343, 700			
113	284, 900	343, 900			
114	285, 100	344, 200			
115	285, 400	344, 400			
116	285, 800	344, 700			
117	286, 100	344, 900			
118	286, 400				
119	286, 700				
120	287, 000				
121	287, 200				
122	287, 400				
123	287, 800				
124	288, 100				
125	288, 300				
126	288, 600				

127	288,900				
128	289,300				
129	289,500				
130	289,900				
131	290,300				
132	290,600				
133	290,800				
134	291,100				
135	291,500				
136	291,800				
137	292,000				
138	292,300				
139	292,600				
140	292,900				
141	293,100				
142	293,300				
143	293,500				
144	293,700				
145	294,100				
146	294,300				
147	294,600				
148	294,900				
149	295,200				
150	295,400				
151	295,700				
152	295,900				
153	296,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		214,100	254,800	269,600	304,400
					331,900

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、副主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) こども家庭部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主

査、副主務、主任主事、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務および主任主事は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3備考2中「7,500円」を「11,500円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級であるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第5条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の

106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条および第5条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第4条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第4条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

報告第 32 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 26 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 18 号

## 訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)12 月 3 日

彦根市長 田島一成

## 1 相手方の住所および氏名



## 2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)62,880円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630円の計65,510円の支払を請求するもの

### 3 請求の原因

- (1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第2条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第3条第1項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校 年額 45,100 円  
(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第5条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

#### 4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および手続費用を分割して確実に支払う意思を示したため

## 5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 62,880 円および手続費用 2,630 円の計 65,510 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、彦根市学校給食センターに持参し、または送金して支払う。
  - ア 令和 7 年 12 月 31 日限り 7,630 円
  - イ 令和 8 年 1 月から令和 8 年 11 月まで毎月末日限り 5,000 円ずつ
  - ウ 令和 8 年 12 月 31 日限り 2,880 円
- (3) 相手方が前号の支払を怠り、その額が 10,000 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員の残金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の手続費用 2,630 円を除き、各自の負担とする。

報告第 33 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 26 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 19 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年(2025年)12月3日

彦根市長 田島一成

## 1 相手方の住所および氏名



## 2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)182,240円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)3,130円の計185,370円の支払を請求するもの

### 3 請求の原因

- (1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第2条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第3条第1項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校 年額 45,100 円  
(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第5条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

- (3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

#### 4 和解の理由

相手方が溝納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および手続費用

を分割して確実に支払う意思を示したため

## 5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 182,240 円および手続費用 3,130 円の計 185,370 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、彦根市学校給食センターに持参し、または送金して支払う。
  - ア 令和 8 年 2 月 15 日限り 8,130 円
  - イ 令和 8 年 3 月から令和 11 年 1 月まで毎月 15 日限り 5,000 円ずつ
  - ウ 令和 11 年 2 月 15 日限り 2,240 円
- (3) 相手方が前号の支払を怠り、その額が 10,000 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員の残金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市は、相手方に対し、彦根簡易裁判所令和 7 年(ロ)第 105 号仮執行宣言付支払督促正本に基づく強制執行はしない。
- (6) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、第 1 号の手続費用 3,130 円を除き、各自の負担とする。